

修正の目的

- 活動火山対策特別措置法に基づく火山防災協議会の検討成果や、島外避難時における対応の充実・強化を、災害対策基本法に基づく地域防災計画に反映させることで、都の防災対応力を向上

都の火山防災対策を取り巻く状況

○ 活動火山対策特別措置法の改正（平成27年12月施行）

- ・ 平成26年9月に発生した御嶽山噴火災害の教訓、火山災害の特殊性等を踏まえ改正

「主な改正内容」

- ・ 警戒避難体制の整備を推進すべき地域として火山災害警戒地域を国が指定
⇒ 都においては、伊豆大島、新島、神津島、三宅島、八丈島及び青ヶ島の6火山が対象
- ・ 火山災害警戒地域に係る都道府県及び市町村による火山防災協議会の設置が義務化

- 都では、平成28年4月に火山防災協議会（火山ごとに計6協議会）を設置し、これまで警戒避難体制について協議

主な修正内容

火山防災協議会における検討成果等

○ 活動火山対策特別措置法の改正を踏まえた対応

- ・ 町村が避難場所、避難経路等を定める際の基準の明記
 - 避難場所は、噴石、火砕流等の火山現象の影響を受けず、住民等が短時間で避難が可能な場所
 - 避難経路は、交通規制の箇所、手段等について警察、消防等の関係機関と事前に十分な協議を実施

○ 火山防災協議会の検討成果

- ・ 伊豆大島、三宅島の噴火警戒レベルを改定
- ・ 新たに八丈島、青ヶ島の噴火警戒レベルを導入
 - 「火山活動の状況」を5段階のレベルに分けて、「住民の行動」等を一覧表にして明示

島外避難時における対応の充実・強化

○ 海上移送に必要な民間船舶の確保

- ・ 避難者の海上移送に使用可能な民間船舶の確保について、東海汽船に加え、協定締結団体も明記

○ 受入港から移送先までの要配慮者の移送手段の確保

- ・ 高齢者、障害者等の要配慮者は福祉タクシー等を利用して移送

○ 付き添いが困難な者への支援

- ・ 付き添いが必要な要配慮者のうち、家族等の付き添いが困難な者に、都医療救護班を派遣

○ 福祉避難所等における福祉専門職の確保

- ・ 東京都災害福祉広域支援ネットワーク等の協力を得て、福祉避難所等における福祉専門職を確保